

流山市 みどりの基本計画

流山市

令和2年3月

流山市みどりの基本計画の改定にあたって



令和2年4月から本市の最上位計画となる市政運営の指針である流山市総合計画や、都市計画の指針となる流山市都市計画マスタープランがスタートします。

本市では、「都心から一番近い森のまち」を目指すまちのイメージとして掲げ、緑豊かで良質な住環境の整備と快適な住環境の整備を進めています。

江戸川や利根運河といった「水辺」のほか、市野谷の森や思井～芝崎、古間木～野々下にかけて残る「森のみどり」、公園や街路樹、流山グリーンチェーン戦略などによる「街なかのみどり」など、本市には、さまざまな「みどり」が市民生活のそばにあり、潤いを与えています。

また、「みどり」には、私たちの心身の健康を支える機能や、まちの健やかさを支える機能、動植物の生活を支える機能など様々な機能があり、近年は、「みどり」の役割や機能とその活用についてを「グリーンインフラ」と表現し、世界的にも注目されています。

本市の恵まれた自然や、緑・みどりの果たす役割や機能を最大限活かし、みどりを創るだけでなく、今あるみどりを保全し、活用し、担い手を創ることが大切です。

こうした考え方のもと、このたびの改定においては、緑地や街路樹、植栽地、施設の緑地等の個々の緑やそれらを包含する、広い概念の「みどり」を定義し、前回の「緑の基本計画」から「みどりの基本計画」へと、名称をひらがな化して広い概念におけるみどりの施策を推進してまいります。

今後も引き続き、この計画に描かれているプランを実行し、「住み続ける価値の高いまち」として、全国から選ばれる都市であり続ける所存です。

結びに、本計画策定にあたり長期間にわたり、ご尽力いただきました「策定委員会」をはじめ、貴重なご提言、ご意見を頂きました市民および関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月 流山市長 井崎義治

目次

1章	みどりの基本計画の基本的事項	1
1-1	みどりの基本計画とは	1
1-2	計画の位置づけ	3
2章	流山市のみどりの現状と課題	5
2-1	流山市の概要	5
2-2	流山市のみどりの概要	7
2-3	市民意向	10
2-4	前計画の進捗状況	12
2-5	みどりの課題	15
3章	みどりの将来像と目標	17
3-1	みどりの将来像	17
3-2	基本方針	20
3-3	計画の目標	21
4章	将来像実現に向けた取組	22
4-1	取組の体系	22
4-2	取組の内容	23
4-3	重点プロジェクト	38
4-4	協働により緑化を進める地区（緑化重点地区） みどりの個性に配慮し、守る地区（保全配慮地区）	43
5章	計画実現に向けて	44
5-1	推進体制	44
5-2	進捗管理	45
資料編		巻末

1 章 みどりの基本計画の基本的事項

1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法[※]第4条に基づく法定計画であり、市と市民が協働で検討・調整し、中・長期的な視点で、本市のみどりの保全や緑化の推進に関する目標や取組を示す、街づくりの計画の一つです。

本計画では、みどりの地域資源活用によって得られる効果（地域課題の解決や質の高い社会基盤の形成、地域振興等）に着目し、「自然と社会が共生する、持続可能で魅力ある街づくり」を進めるためグリーンインフラを導入する取組を推進していきます。

また、本計画を進めていくことは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向けた取組にもつながると考えています。

グリーンインフラ (GI) Green Infrastructure

「グリーンインフラ (GI)」とは、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを支える社会基盤のことを指します。

【GIを構成する自然環境】

森林・樹木
植栽
緑地
農地
河川・水辺
等...

【多様な機能】 課題解決に活用

- 生物の生息・育成の場の提供
- 雨水の貯蓄・浸透による防災・減災
- 水質浄化
- 水源涵養[※]
- 植物の蒸発散機能[※]を通じた気温上昇の抑制
- 良好な景観形成
- 農作物の生産
- 土壌の創出・保全 等

【GIの活用が想定される場面】

- ① 気候変動への対応
- ② 投資や人材を呼び込む都市空間の形成
- ③ 自然環境と調和したオフィス空間等の形成
- ④ 持続可能な国土利用・管理
- ⑤ 人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生
- ⑥ 都市空間の快適な利活用
- ⑦ 生態系ネットワーク[※]の形成
- ⑧ 豊かな生活空間の形成

[出典：グリーンインフラ推進戦略（令和元(2019)年7月/国土交通省）]

持続可能な開発目標 SDGs SDGs

SDGsとは、平成27(2015)年国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）・169のターゲット（取組）から構成されており、本計画と関連性が高い目標として 11・13・15 が挙げられます。



持続可能な都市
住み続けられるまちづくりを



気候変動に具体的な対策を



陸の豊かさも守ろう

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です。

SDGs に関して 資料編 p18

都市緑地法▶ 都市における緑地の保全や緑化の推進に関連する事項について定めた法律。2017年に一部内容が改正され、民間による市民緑地の整備を促す制度の拡充等がされた。また、都市公園の管理や農地を緑地として政策に組み込む等、緑の基本計画への記載事項が拡充された。

水源涵養▶ 森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させること。

蒸発散機能▶ 土壌面からの水の蒸発と、植物からの水の発散を意味する。気温の上昇を抑制する効果がある。

生態系ネットワーク▶ 将来にわたって生物多様性が確保される国土を実現するため、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぎ、生息・生育空間のつながりを確保すること。地域固有の生物相の安定した存続や、個体数の減少した生物の回復を図る。

(2) みどりと計画の対象

本計画では、公有地・民有地を含む全ての水面・水辺、農地（田・畑・樹園地）、樹林地、草地、公園・緑地、街路樹・植栽地、施設の緑地（庭、屋上緑化等）を対象とし、広い概念で「みどり」と表現しています。



(3) みどりの機能

都市におけるみどりは、都市のオープンスペース*として、下記の5つの機能を有するとされています。
(都市緑地法運用指針 平成30(2018)年4月1日改正)



環境保全機能

- * 快適な生活環境を創出し、都市環境を維持改善する
- * 二酸化炭素 (CO₂) の吸収、大気の浄化や騒音等の緩和
- * 優れた歴史的風土・農地を維持する



レクリエーション機能

- * 自然や歴史的文化とのふれあいの場を創り出す
- * 地域の交流、健康増進を図る場を創り出す



防災機能

- * 災害時の避難場所や救援活動の拠点となる
- * 延焼防止や避難路となる



景観形成機能

- * 個性や魅力ある地域を創り出し、都市に潤いと安らぎを与える
- * 四季を感じる美しい景観を作り出す



生物多様性*の確保機能

- * 自然のみどりを維持し、様々な生物の生息地を確保する
- * 連続性のあるみどりや一団のみどりにより、生態系を維持する

オープンスペース▶ 公園や児童遊園等の市民の憩いの場として、また災害時には避難場所等として機能する空間。これらの機能を持つ農地や民間大規模施設の開放空間等を含む。

生物多様性▶ 人間、動物、植物等の生物の豊かな個性とのつながりのこと。以下の3つの多様性から成り立っている。

【生態系の多様性】山・川・海・まち等、多様な種類の自然環境があること。

【種の多様性】動植物から細菌等の微生物に至るまで、動物・植物・昆虫等、多様な種類の生き物がいること。

【遺伝子の多様性】色・形・模様等、多様な個性があること。

1-2 計画の位置づけ

(1) 計画改定の背景

本市の土地利用に関して 本編 p5～、資料編 p2～

社会情勢の変化

- 前計画策定時からの全国的な社会情勢の変化
- 法の改正

平成 18(2006)年の「緑の基本計画」策定から 10 年以上が経過し、全国的な傾向として、人口増加時代から人口減少、少子・高齢化時代への転換、都市の経済状況の変化、生活の多様化による都市へのニーズの多様化等、社会情勢が大きく変化してきています。

また、平成 29(2017)年には都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、民間活力の導入やみどり・オープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、従来の新たな公園・緑地等の創出から、既存ストック^{*}の保全・活用や維持管理へと方向性を転換してきています。これに伴い、市町村が策定する「みどりの基本計画」についても、都市公園^{*}の管理の方針や農地の保全を計画に位置づける等、記載事項が拡充されました。

本市をとりまく環境の変化

- 前計画策定時からの市内情勢の変化
- 同時期改定となる他計画との連携

流山市の人口は年々増加しているものの令和 9(2027)年を境に緩やかな減少傾向に転じることが予測されているほか、高齢化の進行やつくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業^{*}の進捗による新たな市街地の形成、新川耕地における流山インターチェンジ付近の物流施設建設等、街づくりの視点からも大きな変化を見せています。

本市はこれまで、緑の基本計画において「緑の風につつまれるふるさと・流山」の将来像を掲げ、計画の目標年次である令和元(2019)年度に向けてみどりの保全や配置、緑化の推進に努めてきました。計画期間の満了と改定時期を迎えるにあたり、市内のみどりを見直し、みどりに求められる機能・効果等にあわせた新たな方針・目指すべき将来像と、現在そしてこれからの時代に対応する新たな取組の検討が必要となっています。

また、市政経営の総合的指針となる「流山市総合計画^{*}」及び街づくりの指針となる「流山市都市計画マスタープラン^{*}」においても改定時期を迎えており、これらの計画と整合を図りつつ、これからの本市の発展を見据えた新たな計画の策定が求められています。

既存ストック▶ 今まで整備されてきた道路、公園、下水道等の都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設等のこと。

都市公園▶ 都市公園法第 2 条に基づく公園または緑地で、国、自治体が設置するもの。身近なものから広域的なものまで、様々な規模、種類のものがある。

土地区画整理事業▶ 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

総合計画▶ 計画的な市政経営を行うための本市の最上位計画。

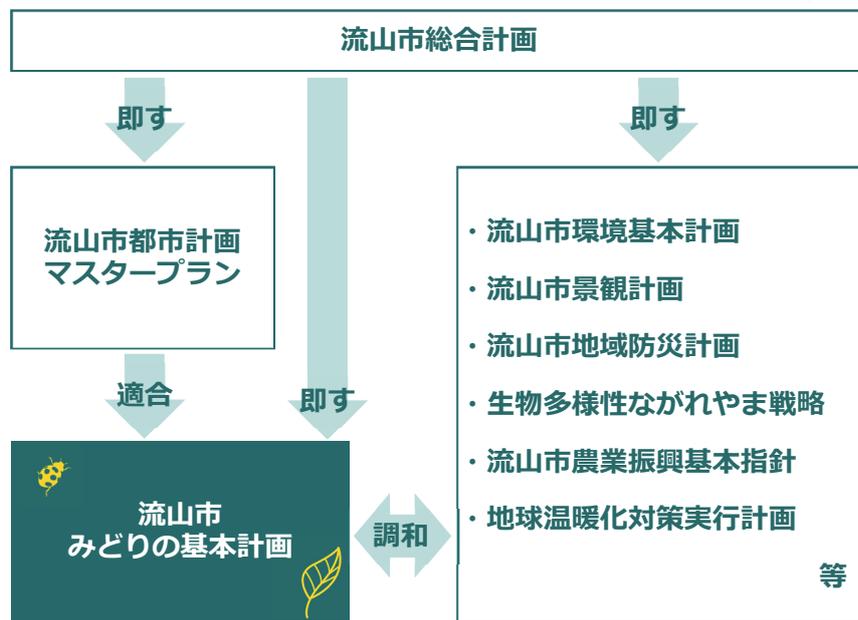
都市計画マスタープラン▶ 長期にわたり持続可能な都市計画の基本方針として、総合計画で示した都市計画空間形成に関する、よりきめ細かな方針を明らかにするとともに、市民、事業者と行政が協働で街づくりに取り組むための基本となる方針を定めたもの。

(2) 計画期間

本計画は令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度の 10 年間を計画期間とし、目標年次を令和 11(2029)年度とします。

(3) 計画の位置づけ

改定にあたっては、「流山市総合計画」に即すとともに「流山市都市計画マスタープラン」に適合し、関連計画との調和を図りつつ、相互効果を果たす有用な計画となるよう策定します。



(4) 計画の策定

本計画は、市民の意見を聴き取りした上で、学識経験者、商工業関係者、農業関係者、市民等からなる策定委員会により審議され、策定されました。

策定体制に関して 資料編 p27～

2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------

2章 流山市のみどりの現状と課題

本市のみどりに関する現状の整理と、そこから導き出される課題を把握し、次章のみどりの将来像・目標の設定につなげていきます。

現状・課題の把握のため、以下のステップで整理していきます。

現状整理

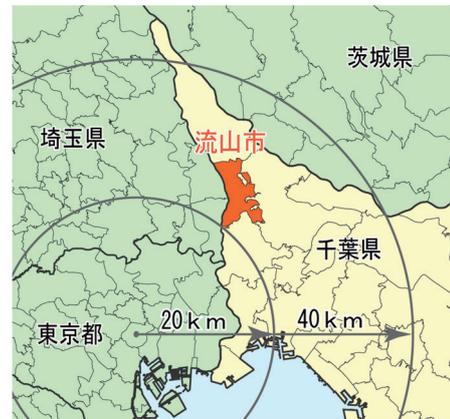


2-1 流山市の概要

(1) 位置

本市は、千葉県の北西部、東京都心から 25km 圏に位置しています。北は野田市、南は松戸市、東は柏市、西は江戸川を挟んで埼玉県三郷市と吉川市に接しています。

地域状況に関して 資料編 p1

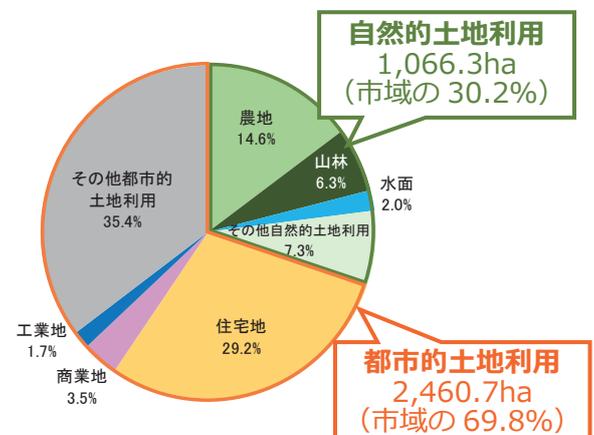


(2) 土地利用と市街地整備

土地利用は、工業、商業、住宅等の都市的土地利用が 2,460.7ha で市域の 69.8%を占めており、農地、山林、水面等の自然的土地利用は 1,066.3ha で市域の 30.2%となっています。

また、土地区画整理事業が 16 地区（施行面積 356.6ha）において施行済み、5 地区（施行面積 627.3ha）が施行中であり、市域の 4分の1 以上で計画的な市街地が形成されています。（平成 30(2018) 年度末現在）

土地利用に関して 資料編 p2



[出典：第 10 回都市計画基礎調査（平成 28(2016)年度）]

2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------

(3) 人口

人口・世帯、将来人口推計に関して 資料編 p3

本市の平成 31(2019)年 4 月現在の人口は以下の通りです。

10 年前(平成 21(2009)年)と比較すると、年少人口は約 40%、生産年齢人口は約 11%、老年人口は約 44%それぞれ増加しています。

	平成 21(2009)年	平成 31(2019)年*
総数	158,426 人	191,792 人
年少人口 (15 歳未満)	21,513 人	29,736 人
生産年齢人口 (15~64 歳)	105,339 人	116,645 人
老年人口 (65 歳以上)	31,574 人	45,411 人

[出典：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在]

平成 29(2017)年 4 月の人口 (182,126 人) を基準とした将来人口推計 (中位推計) に
よると、平成 29(2017)年から令和 9(2027)年までは増加傾向にあると見込まれていま
すが、令和 9(2027)年の 206,069 人をピークに緩やかな減少傾向に転じるとされていま
す。また、15 歳未満の年少人口や 15~64 歳の生産年齢人口も高い水準で推移しま
す。本計画の計画期間である令和 11(2029)年の人口は以下になると見込まれていま
す。

令和 11(2029)年 4 月 1 日を基準 とした推計人口	現時点 (平成 31(2019)年 4 月 1 日) からの増減数
205,102 人	+13,310 人

[出典：次期総合計画策定における将来人口推計調査報告書 平成 30(2018)年 3 月]

*住民基本台帳法の一部改正により、平成 31(2019)年の人口は外国人登録者を含む。



野々下水辺公園

2-2 流山市のみどりの概要

みどりの状況に関して 資料編 p4~

(1) 本市を形成する特徴的なみどり

本市は、以下のような特徴的なみどりを有しています。

■ ■ 多様な生物の生息地となっている水辺空間 ■ ■

市内を流れる江戸川や利根運河、坂川等の河川周辺は斜面樹林等の連続した自然のみどりが多く、多様な生物の生息地となっているとともに、質の高い豊かな景観を形成しています。

また、親水空間^{*}として運河水辺公園や野々下水辺公園等が整備され、市民が身近に生物や水を感じられる環境となっています。



利根運河

■ ■ 市民のレクリエーションや憩いの場となっている公園・緑地 ■ ■

市内には、公園が284箇所、緑地が72箇所整備されており、市民が気軽に利用できるレクリエーションや憩いの場として利用されています。

また、土地区画整理事業地区内では、新たなまちの整備と合わせて、公園・緑地の新規整備が進められています。

市内の公園・緑地は災害時の避難場所にも指定されています。



おおたかの森駅南口公園
(西初石近隣公園)

■ ■ 生物多様性の保全・再生に貢献する市野谷の森 ■ ■

本市の中央に位置する市野谷の森は、本市を代表する森の一つです。オオタカをはじめ、オオルリやフクロウ等の野鳥、キンランやササクサ等の植物、オオチャバネセセリ等の昆虫類など、多様な生物が生息しており、本市の生物多様性の保全・再生に貢献しています。

市やNPO^{*}等が実施する生物調査活動等により本市の自然環境が把握されているほか、自然観察会や環境イベント等を通して市民の環境意識の向上につながっています。



オオタカ・市野谷の森

■ ■ 農業生産、保水の役割を担う新川耕地 ■ ■

本市の北部に位置する新川耕地は、利根運河から江戸川に沿って南北に連続したみどりを創出し、水辺や樹林地と合わせて、広域的な自然環境を形成しています。

一方で、農業生産については、高齢化や担い手・後継者等の問題のほか、流山インターチェンジ周辺という交通利便性を生かした物流施設建設等の影響もあり、農地が減少するといった課題も生じています。



新川耕地の水田

親水空間▶ 河川や用水路等の水辺空間を指し、人々が直接水に触れたり多様な生物の観察等を行うことができる場所のこと。
NPO▶ Non Profit Organizationの略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

2章 流山市のみどりの現状と課題

2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------

■ ■ 豊かな農村風景を形成する農地 ■ ■

上新宿や平方、野々下地区では、豊かな農村風景を見ることができます。

街なかの農地は、市民農園[※]等の市民に開かれた農地としての活用のほか、災害時の防災機能を持つスペースとしても活用が見込まれています。

市内の生産緑地[※]地区は平成 31(2019)年 2 月現在で 258 箇所(70.4ha)が指定されていますが、土地所有者が営農困難となったことによる、生産緑地の指定解除や、農地減少の懸念が高まっています。



農村風景

■ ■ 熊野神社周辺の一団のみどり ■ ■

思井から芝崎にかけては、一団のみどりとして、自然の森や緑地が連なっています。

熊野神社周辺は景観計画重点区域[※]や生物多様性なぐれやま戦略の重点拠点に指定されているほか、オオタカ等の生物も確認され、生物多様性の観点からも重要なみどりとなっています。

また、つくばエクスプレスが地下から地上部に出る箇所でもあり、車窓からの景色は本市のみどりを象徴・実感する場にもなっています。

■ ■ 法や条例等により守られているみどり ■ ■

本市には、法や条例等に基づくみどりとして、特別緑地保全地区[※](松ヶ丘地区の野馬土手)のほか、市民の森[※]や保存樹木・樹林等が市内各所で指定され、みどり豊かな景観を形成しています。

また、新川耕地や前ヶ崎の斜面樹林では、土地所有者と斜面樹林協定[※]を締結することで、保全が図られています。



斜面樹林



におどり公園



東深井地区公園



街路樹(おおたかの森駅東口)

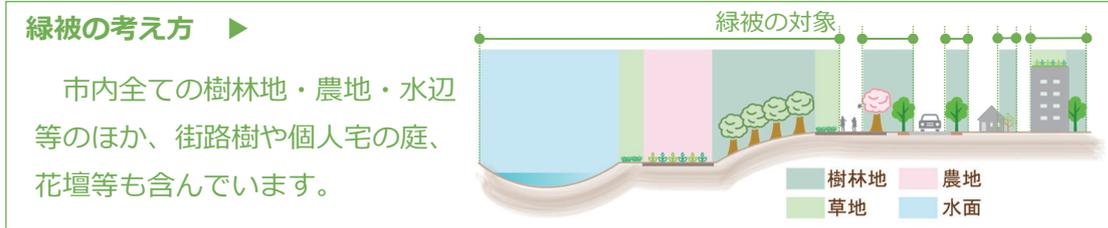
市民農園▶ 自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、野菜類の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。
生産緑地▶ 市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地等公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを指定した地区。指定から 30 年を経過するまで農地としての管理が義務づけられているが、税制優遇(相続税、固定資産税等)を受けることができる。
景観計画重点区域▶ 景観計画区域(本市の景観計画(2018年10月12日改定)の対象区域は、市全域)のうち、区域の特性を踏まえ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域。
特別緑地保全地区▶ 都市計画区域内の樹林地、草地等が良好な自然的環境を形成しているもので、一定の要件の区域を都市計画に定め、現状凍結的な緑地の保全を図る。
市民の森▶ 都市公園や公共緑地の不足を補うため、民有林を市が借り上げ、市民が散策を行ったり、やすらぎ空間として利用できる借地公開民有林。ただし、恒久的な借り上げができない側面もある。
斜面樹林協定▶ 斜面樹林とは、傾斜している地盤にある樹林のこと。本市では、樹林が今後もその姿をとどめられるよう、土地所有者と協定を締結し、保全を図っている。

2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------

(2) 緑被

緑被の状況に関して 資料編 p9

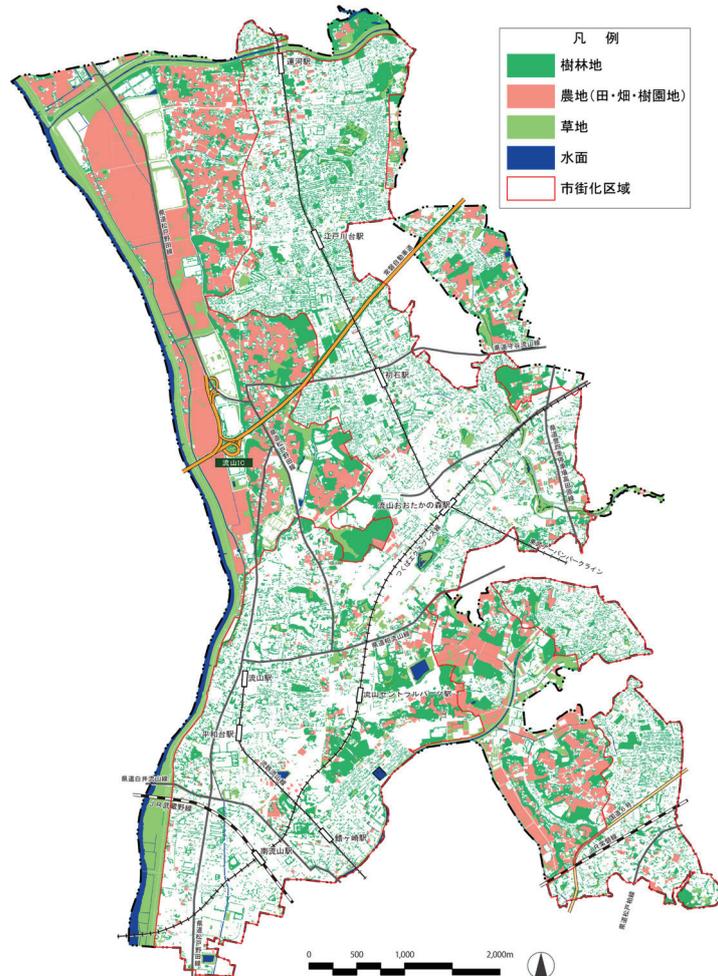
本市を上空から捉え、みどりの量を抽出した“緑被”は、みどりの現状を量的に示す指標の一つとなっています。



市全体の緑被面積は 1,419.7ha、
緑被率は 40.3%となっています。

	緑被面積*	緑被率
都市計画区域	1,419.7ha	40.3%
市街化区域 [※]	480.8ha	22.4%
市街化調整区域 [※]	939.0ha	68.2%

*少数第 2 位を四捨五入した値のため、合計値と一致しない。



緑被現況図 [平成 30(2018)年 1 月 1 日時点の航空写真をもとに作成]

市街化区域▶ すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。(都市計画法第 7 条)
市街化調整区域▶ 市街化を抑制すべき区域のこと。(都市計画法第 7 条)

2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------

2-3 市民意向

本市のみどりについて、市民と協働で維持・保全を行っていくため、市民意向を把握する機会として「アンケート調査」「市民トークセッション」を実施しました。

また、本計画の策定には、学識経験者や商工農業関係者、市民の代表からなる「策定委員会」を設立し、市民意向の把握・反映に努めました。

(1) アンケート調査

小学生アンケートの結果に関して 資料編 p11

小学生 アンケート

実施概要

期間：平成 30(2018)年 7 月
 対象：市内 16 の小学校、2 年生・5 年生の各 1 クラス
 回収数：942 (2 年生 459、5 年生 483)
 調査方法：小学校での直接配布、直接回収

身近なみどりについて、「たくさんある」と感じている小学生が過半数であり、みどりに囲まれて生活していると多くの子どもが実感していることが分かりました。一方で、将来のまちに対しても、「今よりもみどりがいっぱい」を希望する声が多くありました。

また、小学生が求める公園としては、「家の近く」、「遊具がある公園」、「スポーツができる公園」が上位となっています。



市民アンケートの結果に関して 資料編 p12~

市民 アンケート

実施概要

期間：平成 30(2018)年 8 月 1 日～8 月 17 日
 対象：市内在住の 18 歳以上
 配布数：1,300 (無作為抽出)
 回収数：448 回収率：34.5%

身近なみどりの量について、過半数が「満足/やや満足/普通」としてはいますが、「公園や緑地の緑」に対しては、みどりの量、維持・管理ともに満足度が低い結果となりました。

みどりを増やすための取組としては、「保全」や「維持管理」が必要との認識が強くなっています。

また、「自然を活かした公園」のほか「休憩・休息」「防災機能」「カフェなどの飲食店」等、遊びやスポーツに限らない、多様な機能を持った公園が望まれていることが分かりました。



2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------

(2) 市民トークセッション

市民トークセッションの結果に関して 資料編 p14~

地域住民から見た、保全・改善すべきみどりを把握し、将来像の検討につなげるため、地域別の市民トークセッションを2回開催しました。

第1回

開催概要

日時：平成30(2018)年10月20日(土) 14:00~

会場：南流山センター 講義室

参加人数：8人



テーマ1『好きなみどりと嫌いなみどり』 現況認識

- 流山市の魅力である豊富な水・みどりを市民が認識していないことは課題である。
- 泥遊びや水遊び等、子どもが自然と触れ合い自由に遊べる公園があると良い。
- 社寺林は生活に癒しを与えてくれるみどりであり、残していきたい。
- 子どもたちがよく遊ぶ公園は身近なみどりとして大切である。

テーマ2『10年後の地域のみどりを考える』 アイデア

- “みどりの維持”だけでなく“生態系の維持”にも配慮して環境を守っていく。
- 四季折々の花木を感じる多様なみどりがある公園や水辺をつくる。
- 市内の公園や森について、公園施設の状況や生息している生き物等の情報発信。
- 自然を認識した開発と住民参加によるみどりの管理により、みどりへの愛着を育む。

第2回

開催概要

日時：平成30(2018)年10月27日(土) 14:00~

会場：おたかの森センター 会議室1

参加人数：8人



テーマ1『好きなみどりと嫌いなみどり』 現況認識

- 豊かな自然と河川、旧市街地の街なみや社寺のみどりが流山市の魅力である。
- 流山市の魅力を守るための環境問題への対応が必要不可欠。
- みどりを管理する人の不足等により、十分な管理ができていない現状がある。
- 住宅の近くに、身近に感じられるみどりが少ない。

テーマ2『10年後の地域のみどりを考える』 アイデア

- 公園ごとに活用方法やテーマを設定し、有効利用を図る。
- 連続した水・みどりや花の植栽等により自然環境の魅力を高める。
- 維持管理を継続的に行っていくため、市民参加等による管理の仕組みを考える。
- 農地の大切さを再認識し、活用していく。
- 地元住民が住み続けたいと思えるような、多様な機能を持ったみどり・公園を目指す。

2-1 市の概要	2-2 みどりの概要	2-3 市民意向	2-4 進捗状況	2-5 課題
-------------	---------------	-------------	-------------	-----------

2-4 前計画の進捗状況

前計画（平成 18(2006)年策定）で定めた「緑地の目標水準」に対する進捗状況を整理します。

(1) 緑地

緑地に関して 資料編 p4

緑地 ▶ 法や条例等に基づき守られている生産緑地、樹林地等のほか、市が管理している公園・緑地や街路樹・植栽地等を対象として算出しています。



<市街化区域>

前計画		現状値
平成 15(2003)年	令和元(2019)年目標	平成 30(2018)年度末
310ha (14.4%)	344ha (16.0%)	285ha (13.3%)

<都市計画区域* (市全域)>

前計画		現状値
平成 15(2003)年	令和元(2019)年目標	平成 30(2018)年度末
480ha (13.6%)	706ha (20.0%)	367ha (10.4%)

- 市街化区域では都市公園・緑地が約 20ha 増加したものの、生産緑地が約 22ha、民有林が約 11ha 減少し、現状の緑地確保量は 13.3%となっています。
- 市全域では都市公園・緑地が約 20ha 増加したものの、民有林が 78ha、生産緑地が約 22ha 減少し、現状の緑地確保量は 10.4%となっています。
- 住宅需要の高まりから、民有のみどりの減少が大きかったことが影響していると考えられます。

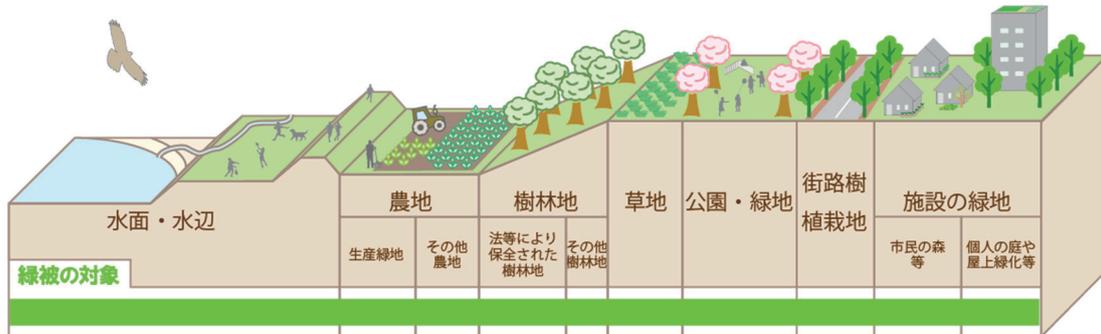
都市計画区域▶ 都市計画法及びその他の関連法規の適用を受けるべき土地の区域。都市計画区域の指定は都道府県知事が行う。

2-1 市の概要	2-2 みどりの概要	2-3 市民意向	2-4 進捗状況	2-5 課題
-------------	---------------	-------------	-------------	-----------

緑被に関して 資料編 p9

(2) 緑被率

緑被 ▶ 本市を上空から捉え、全てのみどり（樹林地・農地・水辺等のほか、街路樹や個人宅の庭、花壇等）を対象として算出しています。



<都市計画区域（市全域）>

前計画		現状値
平成 16(2004)年	令和元(2019)年目標	平成 30(2018)年1月時点
1,490ha (42.2%)	1,235ha (35.0%) +a(民間施設・住宅内の緑被)	1,420ha (40.3%)

- 前計画策定時における緑被率の目標水準は、民間施設や住宅内の緑被によりみどりの回復や創出を図り、35%以上を確保することとしています。
- 現状の緑被率は40.3%となっています。
- 市全域では約70ha減少、中でも中部地区の減少が大きくなっています。
- 土地区画整理事業等による市街化の進行が見られますが、みどりの創出の取組により、みどりの減少をゆるやかに留めることができていると考えられます。

*緑被の計測方法が異なっているため、年度別の正確な比較はできない。

(3) 都市公園

都市公園に関して 資料編 p4

<都市計画区域（市全域）>

前計画		現状値
平成 15(2003)年	令和元(2019)年目標	平成 30(2018)年度末
5.2 m ² /人	10.0 m ² /人以上	5.17 m ² /人

- 現状の1人当たりの都市公園の確保量は5.17 m²となっています。
- 街区公園、近隣公園、都市緑地等が95箇所（約20ha）増加していますが、人口も約3.9万人増加しているため、横ばいの数値になったと考えられます。

2章 流山市のみどりの現状と課題

2-1 市の概要	2-2 みどりの概要	2-3 市民意向	2-4 進捗状況	2-5 課題
-------------	---------------	-------------	-------------	-----------

(4) これまでのみどりの創出に関する取組の成果

■ ■ まちなか森づくりプロジェクトの推進 ■ ■

公共用地のちょっとしたスペースに植樹を行い、街なかのみどりを増やす取組である、「まちなか森づくりプロジェクト」により、平成 22(2010)年度から平成 30(2018)年度の間に、21,738 本の植樹を行いました。





植樹の風景

まちなか森づくりプロジェクト

公園の一部や公共施設をはじめ、用水路跡地や道路用地等の“ちょっとしたスペース”に植栽を行い、まちの中にみどりを創る取組です。

生活に潤いや安らぎを提供するだけでなく、防災対策や地球温暖化*防止、ヒートアイランド*対策、防音、防塵、防風等多様な役割が期待されています。

平成 30 年度は約 4,200 本植樹しました!

■ ■ 流山グリーンチェーン戦略の推進 ■ ■

流山グリーンチェーン戦略の推進により、平成 18(2006)年度から平成 30(2018)年度の間におよそ 16.4ha*緑化が行われました。

流山グリーンチェーン戦略に関して 資料編 p19



認定マーク (レベル 3)



みどりが連鎖する街なみ

流山グリーンチェーン戦略

開発等で減少したみどりを回復するため、みどりの連鎖による環境価値の高い街づくりを推進する取組です。

景観や環境に配慮した植栽の位置や数について、敷地内緑化の基準を設けており、基準を満たした物件に対して認定を行います。認定を受けると、「認定書」が交付され、森のまちエコセンターでの剪定枝の処理手数料が無料になる等のメリットがあります。

■ ■ 条例に基づく緑化の推進 ■ ■

流山市開発事業の許可基準等に関する条例に基づき、平成 18(2006)年度から平成 30(2018)年度の間の開発事業により、事業敷地内においておよそ 19.8ha*緑化が行われるとともに、公園等がおよそ 3.3ha 整備されました。

*開発による緑化とグリーンチェーン戦略による緑化は、一部重複部分がある。

■ ■ 土地区画整理事業区域内へのみどりの新設 ■ ■

つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業及び開発事業により、新規街区公園を 54 箇所、近隣公園を 4 箇所整備したほか、緑地や調整池*、都市広場も整備しました。

地球温暖化▶ 石油や石炭等の化石燃料の燃焼や森林の伐採等の人間活動により二酸化炭素等の温室効果ガス（熱を封じ込め、地球の大気を暖める効果があるガス）が大量に排出されて、大気中の濃度が高まった結果、地球全体の平均気温が上昇する現象。
ヒートアイランド▶ 人工的構造物に覆われて緑被地が少ないことや、人間の生活や産業の活動に伴う熱放射等が原因となり、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。
調整池▶ 雨水が雨水排水施設に入る前に一時的に溜める池状の施設のこと。雨水排水施設の流下能力を超える流入を抑えたり、雨水排水のピーク時間をずらすことで、雨水氾濫を抑えることができる。

1 基本的事項
2 現状と課題
3 将来像と目標
4 取組
5 実現に向けて

4 進捗状況

2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------

2-5 みどりの課題

本市のみどりに関する現況及び市民意向等の調査を踏まえ、みどりの機能ごとに課題を整理します。

- 市民の豊かな生活に寄与する、身近な公園や緑地、街路樹等、街なかのみどりの適切な配置及び維持管理が求められています。
- 環境保全機能や生物多様性に寄与する、水辺や森林について、連続性のある配置や保全を図っていくことが必要です。
- みどりは地域を特徴づける要素の一つであり、みどり・地域それぞれの特徴に考慮した活用を図ることが必要です。
- 市民ニーズに応じた整備・施策等の展開、協働によるみどりの保全・活用を図るため、みどりへ触れる機会の充実が必要です。



環境保全機能に関する課題

- 河川や水辺、公園・緑地、農地、斜面林、平地林等は貴重な自然資源であり、自然、生物多様性の観点から適切な維持管理が重要となっています。
- 既存の公園や緑地は、一部老朽化が見られるところもあり、質の向上と適切な維持管理が求められています。
- 「公園や緑地のみどり」に対して量、質ともに充実が求められていることから、公園緑地の配置や再整備、適切な維持管理等が必要となっています。
- 本市の豊かな自然環境に対する認識を高めるため、利用しやすい公園・緑地整備のほか、街なかのみどりを活用したイベントの開催等、市民がみどりにふれあえる機会を創出することが求められています。
- 市民の森や民有地のみどりについては、重要なみどりを見極め、保全に向けた各種施策の検討が必要となっています。
- 生産緑地を含む農地については、良好な都市環境の形成や生産性の向上、営農継続に向けた取組が必要となっています。

2-1 市の 概要	2-2 みどりの 概要	2-3 市民 意向	2-4 進捗 状況	2-5 課題
-----------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------



レクリエーション機能に関する課題

- 「休憩・散策」を楽しめる公園や「気軽に運動ができる公園」、「飲食店がある公園」等多様化している公園・緑地へのニーズに対応することが求められています。
- みどりや公園の持つポテンシャルを十分活用するため、情報発信方法を工夫し、より多くの市民に利用してもらうことが必要となっています。
- 利便性や利用頻度が低い公園については、利用促進や再編、再整備を検討する必要があります。



防災機能に関する課題

- 指定緊急避難場所^{*}に指定されている公園の適切な維持・管理が必要となっています。
- 延焼防止や身近な避難場所としての機能を担っている街区公園等のオープンスペースの維持・管理と、地域の避難場所となる公園の整備を行っていく必要があります。



景観形成機能に関する課題

- 自然や農村風景、歴史ある街なみが魅力であり、景観の構成要素となるみどりの維持・保全が求められています。
- 自然、新しい街なみ等の特徴を生かした景観形成に寄与するみどりの創出を行っていく必要があります。



生物多様性の確保機能に関する課題

- 樹林地、公園・緑地等のみどりに連続性を持たせ、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し、市内の生態系ネットワークの形成に配慮する必要があります。
- みどりの保全・活用にあたっては、地域固有の生態的まとまりや特性に配慮する必要があります。

指定緊急避難場所▶ 災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所のこと。土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定されている。本市では、流山市地域防災計画（2017年3月修正）において指定緊急避難場所を定めている。